

# 社会福祉法人 新座市障害者を守る会

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開

### 福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

生活介護事業所 けやきの家

就労継続支援B型事業所 くるみの木

多機能型事業所 こぶしの森

共同生活援助事業・短期入所事業 『かなで』

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

国の「新たな経済政策パッケージ（H29.12.8 閣議決定）」において、「介護人材、障害福祉人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この件を受け、令和元年の介護報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。

### 特定処遇改善加算の取得要件

- (1) 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
- (2) 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれを 1 項目以上実施している。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページ等に掲載するなど「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する取り組みについて公表いたします。

## 【キャリアパスの要件】

次の1~3全て満たした場合は加算Iが適用されます。

(※当法人ではすべてを満たしています。)

- 1 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- 2 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること
- 3 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

## 【職場環境等の要件】

次の各項目からひとつ以上満たす必要があります。

(※当法人では太字の項目を満たしています。)

### 1 資質の向上

#### **研修受講支援**

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動など

### 2 職場環境の改善

#### **新人介護職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度導入**

**管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実**

ICT活用等による業務省略化

介護機器等導入

育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備

職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

**健康診断・こころの健康診断等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備**

など

### 3 その他

情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

中途採用者に特化した人事制度の確立

障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

**非正規職員から正規職員への転換**

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

職員の増員による業務負担の軽減など